

第 48 類
紙及び板紙並びに製紙用パルプ、紙又は板紙の製品

注

- 1 この類において「紙」には、文脈により別に解釈される場合を除くほか、板紙（厚さ及び1平方メートルについての重量を問わない。）を含む。
- 2 この類には、次の物品を含まない。
 - (a) 第 30 類の物品
 - (b) 第 32.12 項のスタンプ用のはく
 - (c) 香紙及び化粧料を染み込ませ又は塗布した紙（第 33 類参照）
 - (d) せっけん又は洗剤を染み込ませ、塗布し又は被覆した紙及びセルロースウォッディング（第 34.01 項参照）並びに磨き料、クリームその他これらに類する調製品を染み込ませ、塗布し又は被覆した紙及びセルロースウォッディング（第 34.05 項参照）
 - (e) 第 37.01 項から第 37.04 項までの感光性の紙及び板紙
 - (f) 診断用又は理化学用の試薬を染み込ませた紙（第 38.22 項参照）
 - (g) 一層のプラスチックを塗布し又は被覆した一枚の紙及び板紙で、プラスチックの層の厚さが全体の半分を超えるもの並びに紙又は板紙により補強した積層プラスチックのシート並びにこれらの製品（第 39 類参照。第 48.14 項の壁面被覆材を除く。）
 - (h) 第 42.02 項の製品（例えば、旅行用具）
 - (i) 第 46 類の製品（組物材料の製品）
 - (k) 紙糸及びその織物製品（第 11 部参照）
 - (l) 第 64 類又は第 65 類の物品
 - (m) 研磨紙及び研磨板紙（第 68.05 項参照）並びに紙又は板紙を裏張りした雲母（第 68.14 項参照）。ただし、雲母粉を塗布した紙及び板紙は、この類に属する。
 - (n) 紙又は板紙を裏張りした金属のはく（主として第 14 部又は第 15 部に属する。）
 - (o) 第 92.09 項の物品
 - (p) 第 95 類の物品（例えば、玩具、遊戯用具及び運動用具）
 - (q) 第 96 類の物品（例えば、ボタン、生理用のナプキン（パッド）及びタンポン並びにおむつ及びおむつ中敷き）
- 3 7の規定が適用される場合を除くほか、第 48.01 項から第 48.05 項までには、カレンダー仕上げ、スーパーカレンダー仕上げ、グレージング仕上げその他これらに類する仕上げ、擬透き入れ又は表面サイジングをした紙及び板紙並びに着色し又は大理石模様を入れた紙、板紙、セルロースウォッディング及びセルロース繊維のウェブ（全体を着色したものに限る。）を含む。ただし、第 48.03 項に別段の定めがある場合を除くほか、これらの項には、その他の加工をした紙、板紙、セルロースウォッディング及びセルロース繊維のウェブを含まない。
- 4 この類において「新聞用紙」には、新聞印刷に使用する種類の塗布してない紙（サイジングしていないもの及び軽くサイジングしたものに限る。）であって、機械木材パルプ又はケミグラ

ンド木材パルプの含有量が全繊維重量の 50%以上で、パーカープリントサーフ（クランプ圧 1 メガパスカル）による各面の平滑度が 2.5 マイクロメートル（ミクロン）を超え、かつ、重量が 1 平方メートルにつき 40 グラム以上 65 グラム以下であるもののうち、（a）幅が 28 センチメートルを超えるストリップ状又はロール状のもの及び（b）折り畳んでない状態において一辺の長さが 28 センチメートルを超え、その他の辺の長さが 15 センチメートルを超える長方形（正方形を含む。）のシート状のもののみを含む。

5 第 48.02 項において「筆記用、印刷用その他のグラフィック用に供する種類の紙及び板紙」及び「せん孔カード用紙及びせん孔テープ用紙」には、主にさらしパルプ又は機械パルプ若しくはケミグラントパルプから製造した紙及び板紙で、次のいずれかの要件を満たすもののみを含む。

(A) 重量が 1 平方メートルにつき 150 グラム以下の紙及び板紙

(a) 機械パルプとケミグラントパルプを合わせたものの含有量が 10%以上であり、かつ、次のいずれかの要件を満たすこと。

- 1 重量が 1 平方メートルにつき 80 グラム以下であること。
- 2 全体を着色してあること。

(b) 灰分の含有量が 8%を超え、かつ、次のいずれかの要件を満たすこと。

- 1 重量が 1 平方メートルにつき 80 グラム以下であること。
- 2 全体を着色してあること。

(c) 灰分の含有量が 3%を超え、かつ、白色度が 60%以上であること。

(d) 灰分の含有量が 3%を超え 8%以下であって、白色度が 60%未満であり、かつ、比破裂強さが 1 グラム毎平方メートルの紙につき 2.5 キロパスカル以下であること。

(e) 灰分の含有量が 3%以下であって、白色度が 60%以上であり、かつ、比破裂強さが 1 グラム毎平方メートルの紙につき 2.5 キロパスカル以下であること。

(B) 重量が 1 平方メートルにつき 150 グラムを超える紙及び板紙

(a) 全体を着色してあること。

(b) 白色度が 60%以上であり、かつ、次のいずれかの要件を満たすこと。

- 1 厚さが 225 マイクロメートル（ミクロン）以下であること。
- 2 厚さが 225 マイクロメートル（ミクロン）を超え 508 マイクロメートル（ミクロン）以下であり、かつ、灰分の含有量が 3%を超えること。

(c) 白色度が 60%未満であって、厚さが 254 マイクロメートル（ミクロン）以下であり、かつ、灰分の含有量が 8%を超えること。

ただし、第 48.02 項には、フィルターペーパー及びフィルターペーパーボード（ティーバッグペーパーを含む。）並びにフェルトペーパー及びフェルトペーパーボードを含まない。

6 この類において「クラフト紙及びクラフト板紙」とは、硫酸塩パルプ（クラフトパルプ）又はソーダパルプの含有量が全繊維重量の 80%以上の紙及び板紙をいう。

7 第 48.01 項から第 48.11 項までの二以上の項に属するとみられる紙、板紙、セルロースウォッディング及びセルロース繊維のウェブは、項において別段の定めがある場合を除くほか、これらの項のうち数字上の配列において最後となる項に属する。

- 8 第 48.03 項から第 48.09 項までには、紙、板紙、セルロースウォッディング及びセルロース繊維のウェブのうち次のもののみを含む。
- (a) 幅が 36 センチメートルを超えるストリップ状又はロール状のもの
 - (b) 折り畳んでない状態において 1 辺の長さが 36 センチメートルを超え、その他の辺の長さが 15 センチメートルを超える長方形（正方形を含む。）のシート状のもの
- 9 第 48.14 項において壁紙その他これに類する壁面被覆材は、次の物品に限る。
- (a) 壁又は天井の装飾に適するロール状の紙のうち、幅が 45 センチメートル以上 160 センチメートル以下の次のもの
 - (i) 木目付けをし、型押しをし、表面に着色し、図案を印刷し又は繊維のフロックを付着させる等の方法により表面に装飾を施したもの（透明な保護用プラスチックを塗布してあるかないか又は被覆してあるかないかを問わない。）
 - (ii) 木材、わら等の小片を混入した結果、平たんでない表面を有するもの
 - (iii) プラスチックを表に塗布し又は被覆したもの（当該プラスチックの層に、木目付けをし、型押しをし、着色し、図案を印刷し又はその他の装飾を施したものに限る。）
 - (iv) 組物材料（平行につないであるかないか又は織ってあるかないかを問わない。）で表を覆ったもの
 - (b) 縁又はフリーズに使用する（a）の（i）から（iv）までのいずれかの処理をした紙で、壁又は天井の装飾に適するもの（ロール状であるかないかを問わない。）
 - (c) 数枚のパネルから成る紙製の壁面被覆材（ロール状又はシート状のものに限る。）で、壁に張り付けたとき、風景、図案又はモチーフが現れるように印刷したものの紙又は板紙をもととした物品で、床敷き用及び壁面被覆材用のいずれの用途にも適するものは、第 48.23 項に属する。
- 10 第 48.20 項には、特定の大きさに切ったとじてないシート及びカード（印刷し、型押しをし又はせん孔したものであるかないかを問わない。）を含まない。
- 11 第 48.23 項には、ジャカードその他これに類する機械に使用するせん孔した紙及び板紙並びに紙製のレースを含む。
- 12 第 48.14 項又は第 48.21 項の物品を除くほか、紙、板紙及びセルロースウォッディング並びにこれらの製品で、モチーフ、字又は絵を印刷したもののうち、当該モチーフ、字又は絵がこれらの物品の本来の用途に対し副次的でないものは、第 49 類に属する。

*

* *

号注

- 1 第 4804.11 号及び第 4804.19 号において「クラフトライナー」とは、木材を原料とした硫酸塩パルプ（クラフトパルプ）又はソーダパルプの含有量が全繊維重量の 80%以上で、重量が 1 平方メートルにつき 115 グラムを超え、かつ、次の表の左欄のひょう量に該当するものにあつては対応する同表の右欄のミューレン破裂強さの最低値を有し、その他のひょう量のものにあつては一次内挿値又は一次外挿値と等値のミューレン破裂強さの最低値を有するマシン仕上げ又はマシングレイズをした紙及び板紙（ロール状のものに限る。）をいう。

ひょう量（グラム毎平方メートル）	ミューレン破裂強さの最低値（キロパスカル）
115	393
125	417
200	637
300	824
400	961

- 2 第 4804.21 号及び第 4804.29 号において「重袋用クラフト紙」とは、硫酸塩パルプ（クラフトパルプ）又はソーダパルプの含有量が全繊維重量の 80%以上であつて、重量が 1 平方メートルにつき 60 グラム以上 115 グラム以下であり、かつ、次のいずれかの要件を満たすマシン仕上げをした紙（ロール状のものに限る。）をいう。

(a) ミューレン比破裂強さが 1 グラム毎平方メートルの紙につき 3.7 キロパスカル以上で、横方向の伸び率が 4.5%を超え、かつ、縦方向の伸び率が 2%を超えること。

(b) 次の表の左欄のひょう量に該当するものにあつては対応する同表の中欄の引裂き強さの最低値及び右欄の引張強さの最低値を有すること又はその他のひょう量のものにあつては一次内挿値と等値の引裂き強さの最低値及び引張強さの最低値を有すること。

ひょう量 (グラム毎平方メートル)	引裂き強さの最低値 (ミリニュートン)		引張強さの最低値 (キロニュートン毎メートル)	
	縦方向	縦方向と横方向の和	横方向	縦方向と横方向の和
60	700	1,510	1.9	6
70	830	1,790	2.3	7.2
80	965	2,070	2.8	8.3
100	1,230	2,635	3.7	10.6
115	1,425	3,060	4.4	12.3

- 3 第 4805.11 号において「セミケミカルパルプ製の段ボール用中芯原紙」とは、機械的及び化学的パルプ工程の組合せにより得られた広葉樹パルプ（さらしてないものに限る。）の含有量が全繊維重量の 65%以上であり、かつ、CMT30（コルゲーテッド中芯試験で 30 分調湿後）による圧縮強さが相対湿度 50%、温度 23 度において 1 グラム毎平方メートルにつき 1.8 ニュートンを超えるロール状の紙をいう。

- 4 第 4805.12 号には、主に機械的及び化学的工程の組合せにより得られたわらパルプから製造した紙であって、1 平方メートルにつき 130 グラム以上で、CMT30（コルゲーテッド中芯試験で 30 分調湿後）による圧縮強さが相対湿度 50%、温度 23 度において 1 グラム毎平方メートルにつき 1.4 ニュートンを超えるロール状のものを含む。
- 5 第 4805.24 号及び第 4805.25 号には、全部又は大部分を再生パルプから製造した紙及び板紙を含む。テストライナーには、染色した紙又は非再生パルプ（さらしてあるかないかを問わない。）から製造した紙を表面層として有するものも含む。これらの物品は、ミューレン比破裂強さが 1 グラム毎平方メートルの紙につき 2 キロパスカル以上であるものをいう。
- 6 第 4805.30 号において「サルファイト包装紙」とは、木材を原料とした亜硫酸パルプ（サルファイトパルプ）の含有量が全繊維重量の 40%を超え、灰分の含有量が 8%以下であり、かつ、ミューレン比破裂強さが 1 グラム毎平方メートルの紙につき 1.47 キロパスカル以上のマシングレイズした紙をいう。
- 7 第 4810.22 号において「軽量コート紙」とは、両面を塗布した紙であって、機械木材パルプの含有量が全繊維重量の 50%以上で、片面の塗布量が 1 平方メートルにつき 15 グラム以下であり、かつ、総重量が 1 平方メートルにつき 72 グラム以下であるものをいう。

*

* *

号の解説

号注 1

この注においてミューレン破裂強さの最低値は、キロパスカル (kpa) で表わす。グラム毎平方センチメートルへの換算値は、次表のとおりである。

<u>ひょう量</u> (g/平方メートル)	<u>kPa</u>	<u>(g/平方センチメートル)</u>
115	393	4,030
125	417	4,250
200	637	6,500
300	824	8,400
400	961	9,800

中間値（内挿値）又は 400 グラムを超える値（外挿値）の計算は、次の式による。

<u>基準ひょう量</u>	<u>ミューレン破裂強さの最低値 (g/平方センチメートル)</u>
125g/平方メートル以下のもの	基準ひょう量 (g/平方センチメートル) × 22 + 1,500
125g/平方メートルを超え 200g/平方メートル以下のもの	基準ひょう量 (g/平方センチメートル) × 30 + 500
200g/平方メートルを超え 300g/平方メートル以下のもの	基準ひょう量 (g/平方センチメートル) × 19 + 2,700
300g/平方メートルを超えるもの	基準ひょう量 (g/平方センチメートル) × 14 + 4,200

号注 2

一平方メートルの重量が、この注に示されている値の範囲に属する紙については、その最低値は下記表によって計算することができる（誤差 2% 以内）。

最 低 値

引裂き強さ 縦方向 (mN) (0 又は 5 ミリニュートンの いずれか近い方に丸めた値)	基準ひょう量 (g/平方メートル) × 13.23 - 94.64
引裂き強さ 縦方向 + 横方向 (mN) (上記と同様に丸めた値)	基準ひょう量 (g/平方メートル) × 28.22 - 186.2
引張強さ 横方向 (kN/m)	基準ひょう量 (g/平方メートル) × 0.0449 - 0.8186
引張強さ 縦方向 + 横方向 (kN/m)	基準ひょう量 (g/平方メートル) × 0.1143 - 0.829

総 説

この類の解説において、文脈により別に解釈される場合を除くほか、「紙」には板紙（厚さ又は重量に無関係）を含む。

紙は、基本的には、47 類のパルプのセルロース繊維がシートの形状に相互にフェルト化したものから成る。ある種のティーバッグ材料のように、多くの物品は、これらのセルロース繊維と紡織用繊維（特に、54 類注 1 に規定する人造繊維）との混合物から成る。紡織用繊維の重量がセルロース繊維の重量より多い場合には、当該物品は紙とはみなされず不織布に該当する（56.03）。製紙方法は、機械すき、手すきとも、パルプの調製、シート又はウェブの形成及び仕上げの 3 段階に分けて考えられる。

異なる試験方法の使用により得られる結果の相違を避けるために、あらゆる政府は 48 類の紙及び板紙の物理的性質を決定するために、国際標準機構（ISO）のテスト方式を使用することが非常に望まれる。この類において、以下に掲げる分析基準及び物理基準が使用されている場合には、常に次の ISO 規格を使用すべきである。

灰分含有量

ISO2144 紙及び板紙—灰分の測定

白色度

ISO2470 紙及び板紙—拡散青色光反射率因子の測定（ISO 白色度）

破裂強さ及び比破裂強さ

ISO2758 紙—破裂強さの測定

ISO2759 板紙—破裂強さの測定

CMT60（圧縮強さ）

ISO7263 中しん原紙—実験室でのしわつけ後の平面圧縮強さ

繊維組成

ISO9184/1-3 紙、板紙及びパルプ—繊維仕上げ剤の分析

ひょう量（重量）

ISO536 紙及び板紙—ひょう量の測定

パーカープリントサーフ平滑度

ISO8791/4 紙及び板紙—平滑度（脱気法）の測定

単一シート厚さ（厚さ）

ISO534 紙及び板紙—厚さの測定及び見掛け緊度

引裂き強さ

ISO1974 紙—引裂き強さの測定（エルメンドルフ法）

引張強さ及び伸縮

ISO1924/2 紙及び板紙—引張特性の測定

—Part2：伸び試験法の定測

パルプの調製

パルプは、必要があれば配合し、てん料、サイズ又は必要に応じて着色料を混合し、更に水で適当な濃度になるまで希釈し機械的に叩解することによって調製される。

てん料、一般には無機物質のもの（例えば、カオリン、二酸化チタン、炭酸カルシウム）は、不透明性を増加させ、印刷特性を改良し又はパルプを節約するために使用される。サイズ（例えば、みょうばんを混合したロジン）は、インク等のにじみを防止するために使用される。

シート又はウェブの形成

(A) 機械すきの紙及び板紙

機械すきの紙の最も一般的な製紙方法は、長網式抄紙法（Fourdrinier）である。この方法では、パルプは、上記の調製がされた後、ヘッドボックスを通り、人造繊維の単繊維製又は黄銅若しくは青銅のワイヤー製の大きなエンドレスバンド（一般に、振動しながら前進している。）上に供給される。パルプは、その保有する水分の大部分を重力により、あるいはワイヤーの下側に沿って位置するテーブルロール、フォイル（foils）又は内部吸引箱（サクシオンボックスにより除去される。繊維は、フェルト化されしなやかなウェブ状を呈してくる。ある種の機械においては、このウェブは、更に針金で覆ったロール（ダンディロール）の下を通り固められて平滑になる。また、必要があれば、例えば、ダンディロールカバーの表面に付けられた型押しした図案又は線の効果（line effect）によって透き入れがされる。ウェブは、次にフェルト製のエンドレスベルトを通り圧搾部を通して更に固められ、次に乾燥シリンダーで乾燥される。

他の方法の一つとしてツインワイヤー法（twin wire former 主として新聞用紙の製造に使用される。）がある。パルプは、2個のフォーミングロール（forming rolls）の間を通過し、2枚のワイヤーの間に運ばれる。サクシオンボックス（suction boxes）及びサクシオンロール（suction rolls）の働きにより、水はワイヤーの両側から除去され、ウェブが形成される。新たに形成されたウェブは、圧搾部及び乾燥部へ送り込まれる。ツインワイヤー（twin wires）法によって形成される紙の両面は同一であり、長網抄紙法（Fourdrinier）によって製造される紙に特有のフェルト面及びワイヤー面はない。

その他の型式の機械として、長網（Fourdornier wire）の代わりに、大きなシリンダー（モールド）を使用したものがある。そのシリンダーは、細針金製の金網で覆われており、一部は、調製されたパルプに浸っている。シリンダーは、パルプ層をまき上げ、それを紙のウェブにするが、このウェブは、連続した長いものか又はロールの表面で切断してシート状にして乾燥用フェルトに移される。工程を変化させることにより、径の大きなロール上で形成される紙の層は、所定の厚さに達したところで切断されるようになっている。

複数のワイヤー（multiple wire）式又は丸網（cylinder mould）式の抄紙機（又は長網式

と丸網式が組み合わされたもの)は、同時に作られた各層(時には、色若しくは品質が異なる。)から成る厚紙を、各層が湿った状態で接着剤を使用することなく互いに結合させて製造するのに使用される。

(B) 手すきの紙及び板紙の製造においては、主要工程であるパルプ繊維をシート状に成型する工程が手によってなされるものであり、たとえその他の工程が、機械作業によるものであってもかまわない。

手すきの紙及び板紙は、各種の製紙用材料から製造されるが、一般に、上等のリネン又は綿のぼろが使用される。

シートを作るのに、一定量のパルプをふるい状の型に入れ、大部分の水が除かれて繊維がフェルト化するまでゆり動かす。シートは、その後型から取り出され、フェルトの間で圧搾され、吊して乾燥される。

繊維をシート状にする手すきの型は、平行に組んだ針金又は織った金属布から成り、これによって紙に透き入れがされる。また、これらの針金上に透き入れ図案が取り付けられることもある。

手すきの紙の特性は、強度、耐久性及びきめの質である。これらの特徴により、手すきの紙は特殊な用途、例えば、銀行券用紙、書類用紙、筆記用紙、エッチング用紙、特殊フィルターペーパー、元帳、表装用紙、高級印刷用紙又は事務用紙に適している。これらはまた、ウェディングカード、便せん、カレンダー等の製造にも使用される。

手すきの紙は、通常、使用される大きさに作られ、その四辺は、著しい毛羽立ちをしたデッケル耳となっている。ただし、これらは、時には裁断されることもあり、また、ある種の機械すきの紙(特に擬手すき紙)もデッケル耳(ただし、さほど著しい毛羽立ちはないが)を有しているため、これらはいずれにしても、確実に区別できる特徴とはならない。

仕上げ工程

紙は、カレンダー仕上げ又はスーパーカレンダー仕上げ(必要に応じ、前もって加湿される。)が施される。この場合カレンダーは、抄紙機と一体となったもの又は分離したものがある。カレンダー仕上げは、紙の片面又は両面に多少とも磨き又は光沢を与える。加熱したシリンダーを使用した機械つや出しによっても、同様の光沢が紙の片面に得られる。紙は、この段階で擬透き入れがされることもある。通常の筆記用、印刷用又は製図用の紙のほとんどは、また、その表面の強度並びに筆記用インクのような水溶液の浸透及びにじみに対する抵抗性を増すため、ある種のかわ又はでんぷんの溶液で表面サイズが施される。

塗布した紙及び板紙

この用語は、特別な光沢のある仕上げ又は特定の用途に適するような表面にするために、片面又は両面を塗布した紙及び板紙に適用する。

一般に塗布材料は、鉱物性材料、結合剤及び硬化剤、分散剤などの塗装作業に必要なその他の添加剤から成っている。

カーボン紙、セルフコピーペーパーその他の複写紙及び転写紙で特定の寸法のロール状又はシ

ート状のものは、48.09 項に属する。

カオリンその他の無機物質を塗布した紙及び板紙は、結合剤を使用しているか否かを問わず、ロール状又はシート状であれば、48.10 項に属する。カオリンのほか、塗布に使用される無機物質には、硫酸バリウム、炭酸カルシウム、硫酸カルシウム、けい酸マグネシウム、酸化亜鉛及び金属粉が含まれる。これらの塗布材料は、一般に、にかわ、ゼラチン、アミロース系物質（例えば、でんぷん及びデキストリン）、セラック、アルブミン、合成ラテックスのような結合剤とともに使用される。カオリン等を塗布した物品には、光沢のあるもの、くすんだもの及びつや消しのものがある。カオリンその他の無機物質を塗布した物品の例としては、塗布した印刷用の紙及び板紙（塗布したアート紙又は多色印刷用紙を含む。）、塗布した折畳み箱原紙、金属粉（32.12 項のスタンプ用のはくを除く。）又は雲母粉を塗布した紙、エナメル紙（ラベル用又は箱の包装用に広く供されている。）がある。塗料を固着させるために使用にかわ又はでんぷんのような結合剤は、表面サイジングにも使用されるが、塗布されていないもので表面サイジングをした紙の場合は塗工用顔料がないことに注意する必要がある。

項に掲げる除外規定により、タール、ピチューメン、アスファルト、プラスチック又はワックス、ステアリン、紡織用繊維くず、のこくず、粉碎したコルク、セラックのような有機質の材料を塗布した紙及び板紙で、ロール状又はシート状のものは、48.11 項に属する。これらの塗布材料には、その使用に際して結合剤を要しないものがある。塗料は、広い範囲の最終用途向け（例えば、防水性容器用、はく離紙用又ははく離板紙用）の物理的特性を得るために使用される。このような塗布した紙及び板紙には、粘着性又は接着性の紙、フロックペーパー（紡織用繊維のダストを塗布したもので箱のカバー及び壁紙に使用する。）、粉碎したコルクを塗布した紙（パッキング材料として使用する。）、グラファイト紙及びタールを塗った包装紙が含まれる。

また、着色料は、塗装用の媒質に添加されている場合が多い。

塗布した紙及び板紙の多くのは、スーパーカレンダー仕上げにより高度のつや出しがなされており、また、耐湿性を与えるためにワニスで塗布したもの（例えば、洗うことができる紙）がある。

表面サイジングをしたものと塗布したものととの区別は、化学的方法及び物理的方法の組み合わせを利用することにより可能である。多くの場合、使用されている材料の性質若しくは量又は全体的な物理的特性により容易に区別することができる。一般に、表面サイジングの場合、紙又は板紙の本来の外観及び生地が保たれているが、塗布した紙又は板紙の場合、本来の表面の凸凹は、塗布材料によって大幅に消去している。

特に次のような理由により、区別基準が明白でない場合がある。すなわち、薄く塗布した紙は、サイズプレスで塗布がなされること、塗料中に含まれているある種の物質は、紙自身の中にも存在すること（例えば、てん料）、顔料を含まない材料（例えば、ポリ（塩化ビニル）の水分散液）を塗布した紙の場合では、繊維が認められることにより、問題が生じることがある。ただし、次に示す一以上の方法により、このような場合も処理することが可能である。

鉍物質を塗布したアート印刷紙のように、塗布した紙の多くのは、塗布していない紙で高度に仕上げられたものと、肉眼では容易に区別することはできない。ただし、塗料は、面を引きかくことにより認められたり、又は水に浸せきした際にはく離されることがある。

塗布（特に、無機物質を塗布）した紙であるかないかを判定する試験方法の一つに、接着テープに紙を張り付ける方法がある。テープを引きはがすと塗料の大部分がテープに付着してくる。それからテープに付着している木部繊維及びでんぷん質を同エチレンジアミンで溶解する。塗料の存在の有無は、これらの操作をする前と後におけるテープの重量を比較することにより判定される。この方法は有機物質を塗布した紙にも適用できる。

塗布した紙であることを確認するためのその他の方法には、走査型電子顕微鏡、X線回折装置及び赤外線分光光度計を使用する方法がある。これらの方法は、48.10 項及び 48.11 項の両項の物品の確認のために使用することができる。

着色し又は印刷した紙及び板紙

これらには、単色又は多色で、しま模様、モチーフ、図案等をなんらかの方法で印刷した紙及び表面に大理石模様又は多彩な模様を印刷した紙を含む。これらの紙は、箱の表装、製本のような各種の用途に使用される。

紙には、各色のインキで線（平行線、収斂性の線又はある角度の線）を印刷したものがある。このような紙は、特に、会計帳及び簿記帳、学童練習帳、製図帳、手書き用楽譜シート及び楽譜帳、筆記帳、グラフ用紙及び雑記帳に使用される。

この類には、印刷した紙（商店名、商標、商品の意匠及び使用方法を印刷した個々の商店用の包装紙のようなもの）を含む。ただし、当該印刷された内容が包装用、筆記用等の本来の用途に対し副次的なものであり、49 類の印刷物を構成しないものに限る（類注 12 参照）。

染み込ませた紙及び板紙

この種の紙及び板紙の多くのは、油、ろう、プラスチック等を紙又は板紙に浸透させて特殊な性質（例えば、耐水性、耐脂性及び時として、半透明性又は透明性）を与えるような方法で処理して得られる。これらは、広く保護用の包装材料又は絶縁材料に使用される。

染み込ませた紙及び板紙には、油を染み込ませた包装紙、油又はろうを染み込ませた複写紙、ステンシルペーパー、プラスチック等を染み込ませた絶縁用の紙及び板紙、ゴム加工した紙並びにタール又は歴青物質を単に染み込ませた紙及び板紙を含む。

壁紙原紙のようなある種の紙には、殺虫剤又は化学品を染み込ませたものがある。

*

* *

この類には、また、セルロースウォッディング及びセルロースの繊維のウェブ（ゆるくフェルト化されたセルロース繊維の非常に薄いくつもの層から成り、湿潤状態でロール状にしたもので乾燥すれば分離しやすくなる。）も含まれる。

類の範囲

この類には、次の物品を含む。

(I) 各種の紙、板紙、セルロースウォッディング及びセルロース繊維のウェブ（ロール状又は

シート状のものに限る。)

(A) 48.01 項、48.02 項、48.04 項及び 48.05 項には、塗布していない機械すきの紙を含む。これらは、必要に応じ、サイジング及び簡単な仕上げ処理（例えば、カレンダー仕上げ、グレージング仕上げ）がされている。48.02 項には、また、塗布していない手すきの紙を含む。これらには、上記と同様の処理がなされているものもある。48.03 項には、家庭用又は衛生用に供する種類の塗布していない紙、セルロースウォッディング及びセルロース繊維のウェブを含む。これらには、その項に記載されている処理がされたものもある。この類の注 3 には、48.01 項から 48.05 項までの紙、セルロースウォッディング及びセルロース繊維のウェブに許容される加工を規定している。

48.01 項から 48.05 項までにおいて許容される加工は、連続した製紙工程の一部として施されるものである。これらの項の紙の特徴は、紙の本来の表面の外観及び生地が保たれていることである。塗布した紙の場合、本来の表面の凸凹は塗布材料（新しくその上部に形成された非セルロースの表面）によって大幅に消失している。

(B) 48.06 項から 48.11 項までには、ある種の特殊な紙及び板紙（例えば、硫酸紙、耐脂紙、及び張り合わせた紙）並びに各種の処理（塗布、図案印刷、線引き、染み込ませ、コルゲート加工、ちりめん加工、型押し及びせん孔など）がされた紙、板紙、セルロースウォッディング及びセルロースのウェブを含む。48.11 項には、また、紙又は板紙をもととしたある種の床敷きも含む。

*

* *

項において別段の定めがある場合を除くほか、上記各項において 2 以上の項に属するとみられる紙及び板紙は、これらの項のうち数字上の配列において最後となる項に属する（類注 7）。

また、48.03 項から 48.09 項までには、紙、板紙、セルロースウォッディング及びセルロース繊維のウェブのうち次のもののみを含むことに注意しなければならない。

(1) 幅が 36 センチメートルを超えるストリップ状又はロール状のもの

(2) 折り畳んでない状態において 1 辺の長さが 36 センチメートルを超え、その他の辺の長さが 15 センチメートルを超える長方形（正方形を含む。）のシート状のもの

一方、48.02 項、48.10 項及び 48.11 項には、ロール状又は長方形（正方形を含む。）のシート状の紙及び板紙を含む（大きさを問わない。）。もつとも、手すきの紙及び板紙のうち、すいたままのもので縁を切っていないもの（大きさ及び形状を問わない。）は、この類注 7 の規定が適用される場合を除くほか、48.02 項に属する。

(II) 製紙用パルプ製のフィルターブロック、フィルタースラブ及びフィルタープレート (48.12) 並びに製造たばこ用巻紙（特定の大きさに切り、小冊子状にし又は円筒状にしたものであるかないかを問わない。）(48.13) 並びに壁紙その他これに類する壁面被覆剤（類注 9 に規定するもの）及びグラスペーパー (48.14)

(III) 紙、板紙、セルロースウォッディング及びセルロース繊維のウェブ（ただし、48.02 項、

48.10 項及び 48.11 項又は上記（Ⅱ）に属するものを除くものとし、ロール状又はシート状のものに限る。）で、上記（Ⅰ）に掲げる大きさ以下に切ったもの及び長方形（正方形を含む。）以外の形状に切ったもの並びに製紙用パルプ、紙、板紙、セルロースウォッディング又はセルロース繊維のウェブの製品。これらは、48.16 項から 48.23 項までのいずれかの項に属する。

48.12 項、48.18 項、48.22 項及び 48.23 項並びに関連する解説において「製紙用パルプ」とは、47.01 項から 47.06 項までのすべての物品、すなわち木材パルプ及び繊維素繊維を原料とするその他のパルプをいう。

ただし、この類には、この類の注 2 及び注 12 によって除かれる物品を含まない。

48.01 新聞用紙（ロール状又はシート状のものに限る。）

「新聞用紙」という表現は、この類の注 4 に規定されている。

- (1) 機械パルプは碎木パルプ（SGW）及び加圧式碎木パルプ（PGW）のみならず、リファイナーで製造されたパルプ（例えば、リファイナー碎木パルプ（RMP）及びサーモメカニカルパルプ（TMP））を含む。
- (2) ケミグランドパルプもリファイナーで製造されるが、少量の化学品で処理されている。これにはケミサーモメカニカルパルプ（CTMP）、ケミリファイナーメカニカルパルプ（CRMP）及びサーモケミグランドパルプ（TCMP）を含むが、中性亜硫酸塩セミケミカル（NSSC）パルプ、重亜硫酸塩セミケミカルパルプ又はクラフトセミケミカルパルプとして一般に知られているセミケミカルパルプは含まない。

これらのパルプの製造方法のより詳しい解説は関税率表解説第 47.01 項及び第 47.05 項を参照。この規定において、「木材パルプ」には竹の繊維を含まない。

この項の新聞用紙は、この類の注 3 に記載する加工が施されることもある。ただし、その他の加工が施された新聞用紙は、この項には含まれない。

48.02 筆記用、印刷用その他のグラフィック用に供する種類の塗布してない紙及び板紙、せん孔カード用紙及びせん孔テープ用紙（ロール状又は長方形（正方形を含む。）のシート状のものに限るものとし、大きさを問わず、第 48.01 項又は第 48.03 項の紙を除く。）並びに手すきの紙及び板紙

4802.10—手すきの紙及び板紙

4802.20—写真感光紙、感熱紙又は感電子紙の原紙に使用する種類の紙及び板紙

4802.40—壁紙原紙

—その他の紙及び板紙（機械パルプとケミグランドパルプを合わせたものの含有量が全繊維重量の 10% 以下のものに限る。）

4802.54—重量が 1 平方メートルにつき 40 グラム未満のもの

4802. 55—重量が1平方メートルにつき40グラム以上150グラム以下のもの（ロール状のものに限る。）

4802. 56—重量が1平方メートルにつき40グラム以上150グラム以下のもの（折り畳んでない状態において1辺の長さが435ミリメートル以下で、その他の辺の長さが297ミリメートル以下のシート状のものに限る。）

4802. 57—その他のもの（重量が1平方メートルにつき40グラム以上150グラム以下のものに限る。）

4802. 58—重量が1平方メートルにつき150グラムを超えるもの

—その他の紙及び板紙（機械パルプとケミグランドパルプを合わせたものの含有量が全繊維重量の10%を超えるものに限る。）

4802. 61—ロール状のもの

4802. 62—折り畳んでない状態において1辺の長さが435ミリメートル以下で、その他の辺の長さが297ミリメートル以下のシート状のもの

4802. 69—その他のもの

この項の筆記用、印刷用その他のグラフィック用に供する種類の塗布してない紙及び板紙、せん孔カード用紙並びにせん孔テープ用紙は、この類の注5で規定されている。当該規定に合致している紙及び板紙は、常にこの項に分類される。

手すきの紙及び板紙のうち、すいたままのもので縁を切っていないもの（大きさ及び形状を問わない。）は、注7の規定が適用される場合を除くほか、この項に属する。

ただし、手すきの紙及び板紙でそのいずれかの縁が整えられ又は切断されたもの並びに機械すきの紙及び板紙は、ストリップ状若しくはロール状のもの又は長方形（正方形を含む。）のシート状のもの（大きさを問わない）に限りこの項に属する。もし、これらの紙及び板紙でその他の形状に切断されたものは、この類の後の項（例えば、48.17項、48.21項又は48.23項）に属する。

この項の紙及び板紙は、この類の注3に記載する加工（着色し又は大理石模様を入れ（全体を着色したのものに限る。）及びカレンダー仕上げ、スーパーカレンダー仕上げ、グレージング仕上げ、擬透き入れ又は表面サイジングをすること等）が施されることもある。その他の加工をした紙及び板紙は、この項には含まない（通常48.06から48.11まで）。

この項には、この類の注5の規定により、手すきの紙及び板紙のほか、次の物品を含む。

(A) 原紙。例えば、次のようなものがある。

(1) 写真感光紙、感熱紙又は感電子紙の原紙に使用する種類の紙及び板紙

(2) ワンタイムカーボン紙その他のカーボン紙用のカーボン原紙（薄くて引き裂きにくい紙で、用途により1平方メートルにつき9グラムから70グラムの重量のもの）

(3) 壁紙原紙

(4) 48.10項のカオリンを塗布した紙及び板紙用の原紙

(B) 筆記用、印刷用その他のグラフィック用に供する種類の紙及び板紙。例えば、次のようなものがある。

(1) 雑誌又は書籍の印刷用紙（薄手印刷物用又は厚手印刷物用のものを含む。）

- (2) オフセット印刷用紙
- (3) 印刷用のブリストル板紙、索引用厚紙、はがき原紙、荷札原紙及びカバーペーパー
- (4) ポスターペーパー、製図用紙、学童練習帳又は雑記帳用の紙、筆記用紙束及び学校用紙
- (5) ボンド紙、複写紙、騰写版原紙用紙、タイプライター用紙、オニオンスキン紙、マニフォルドその他の事務用又は個人の文房具用の紙で、印刷機又は感光式複写機に使用される種類の紙を含む。
- (6) 帳簿用紙及び加算用のロールペーパー
- (7) 封筒用紙及びフォルダー用紙
- (8) レジスター用又は記録用の紙、模型用ボンド紙及び連続筆記用紙
- (9) 小切手、印紙類、銀行券その他これらに類するものに使用する証券用紙
- (C) せん孔カード用紙及びせん孔テープ用紙

この項には、また、次の物品を含まない。

- (a) 新聞用紙 (48.01)
- (b) 48.03 項の紙
- (c) フィルターペーパー及びフィルターペーパーボード (ティーバックペーパーを含む。) 並びにフェルトペーパー及びフェルトペーパーボード (48.05)
- (d) 製造たばこ用巻紙 (48.13)

*

* *

号の解説

4802.20

写真感光紙の原料に使用する種類の紙及び板紙とは、この類の注5によるほか、通常、ぼろパルプ (Rag pulp) から成る紙若しくは板紙又はぼろパルプを含有する上級の紙若しくは板紙であって、異質物 (特に鉄又は銅のような金属) を完全に除去したものをいう。

48.03 トイレットペーパー、化粧用ティッシュ、紙タオル、紙ナプキンその他これらに類する家庭用又は衛生用に供する種類の紙、セルローズウォッディング及びセルローズ繊維のウェブ (ロール状又はシート状のものに限るものとし、ちりめん加工をし、しわ付けをし、型押しをし、せん孔し、表面に着色し若しくは装飾を施し又は印刷したものであるかないかを問わない。)

この項には、二つのカテゴリーの物品が含まれる。

- (1) トイレットペーパー、化粧用ティッシュ、紙タオル、紙ナプキンその他これに類する家庭用又は衛生用の紙。ただし、幅が 36 センチメートル以下のロール状のもの及びこの類の注 8

に記載された大きさ又は形状以外のもの並びにこの種の紙から作ったその他の家庭用又は衛生用の製品は、48.18 項に属する。

- (2) セルロースウォッディング及びセルロース繊維のウェブ。ただし、幅が 36 センチメートル以下のロール状のもの及びこの類の注 8 に記載された大きさ又は形状以外のもの並びにセルロースウォッディング又はセルロース繊維のウェブの製品は、48.18 項、48.19 項又は 48.23 項に属する。

セルロースウォッディングは、すき間がある地合のセルロース繊維のちりめん加工したウェブから成る。クレープ率は 35% を超え、多層構造をしており、各層のひょう量は、ちりめん加工前において重量が 1 平方メートルにつき 20 グラムに達するものである。

セルロース繊維のウェブ（ティッシュ）は、締まった地合のセルロース繊維のちりめん加工したウェブから成る。クレープ率の最大値は 35% であり、多層構造をしており、各層のひょう量は、ちりめん加工前において重量が 1 平方メートルにつき 20 グラムに達するものである。

この項の物品には、この類の注 3 に記載する加工をしたもののほか、ちりめん加工をし、しわ付けをし、型押しをし、せん孔し、表面に着色し若しくは装飾を施し又は印刷したのものがあることに注意しなければならない。

この項には、また、次の物品を含まない。

- (a) セルロースウォッディング（医薬を染み込ませ若しくは塗布し又は医療用若しくは獣医用として小売用の形状若しくは包装にしたものに限る。）(30.05)
- (b) せっけん又は洗剤を染み込ませ、塗布し又は被覆した紙及びセルロースウォッディング (34.01) 並びに磨き料、クリームその他これらに類する調製品を染み込ませ、塗布し又は被覆した紙及びセルロースウォッディング (34.05)
- (c) 吸取紙 (48.05)

48.04 クラフト紙及びクラフト板紙(塗布してないものでロール状又はシート状のものに限るものとし、第 48.02 項又は第 48.03 項のものを除く。)

－クラフトライナー

4804.11－－さらしてないもの

4804.19－－その他のもの

－重袋用クラフト紙

4804.21－－さらしてないもの

4804.29－－その他のもの

－その他のクラフト紙及びクラフト板紙(重量が 1 平方メートルにつき 150 グラム以下のものに限る。)

4804.31－－さらしてないもの

4804.39－－その他のもの

ーその他のクラフト紙及びクラフト板紙（重量が1平方メートルにつき150グラムを超え225グラム未満のものに限る。）

4804.41ーーさらしてないもの

4804.42ーー全体を均一にさらしたもので化学木材パルプの含有量が全繊維重量の95%を超えるもの

4804.49ーーその他のもの

ーその他のクラフト紙及びクラフト板紙（重量が1平方メートルにつき225グラム以上のものに限る。）

4804.51ーーさらしてないもの

4804.52ーー全体を均一にさらしたもので化学木材パルプの含有量が全繊維重量の95%を超えるもの

4804.59ーーその他のもの

「クラフト紙及びクラフト板紙」については、この類の注6に規定がある。クラフト紙及びクラフト板紙のうち最も重要なものは、クラフトライナー、重袋用クラフト紙及びその他の包装用又は梱包用のクラフト紙である。

「クラフトライナー」及び「重袋用クラフト紙」は、この類の号注1及び2に規定がある。クラフトライナーの定義における「木材パルプ」には竹の繊維を含まない。

クラフト紙及びクラフト板紙は、幅が36センチメートルを超えるストリップ状若しくはロール状のもの又は折り畳んでない状態において1辺の長さが36センチメートルを超え、その他の辺の長さが15センチメートルを超える長方形（正方形を含む。）のシート状のものに限りこの項に属する（この類の注8参照）。その他の大きさ又は形状に切ったものは、通常48.23項に属する。

この項の紙及び板紙は、この類の注3に記載する加工（着色し又は大理石模様を入れ（全体を着色したものに限る。）及びカレンダー仕上げ、スーパーカレンダー仕上げ、グレージング仕上げ又は表面サイジングをすること等）が施されることもある。その他の加工をした紙及び板紙は、この項には含まれない（通常、48.07、48.08、48.10又は48.11）。

48.05 その他の紙及び板紙（塗布してないものでロール状又はシート状のものに限るものとし、この類の注3に規定する加工のほかに更に加工をしたものを除く。）

ー段ボール用中芯原紙

4805.11ーーセミケミカルパルプ製の段ボール用中芯原紙

4805.12ーーわらパルプ製の段ボール用中芯原紙

4805.19ーーその他のもの

ーテストライナー（再生ライナーボード）

4805.24ーー重量が1平方メートルにつき150グラム以下のもの

4805.25ーー重量が1平方メートルにつき150グラムを超えるもの

4805.30ーサルファイト包装紙

4805. 40—フィルターペーパー及びフィルターペーパーボード

4805. 50—フェルトペーパー及びフェルトペーパーボード

—その他のもの

4805. 91—重量が1平方メートルにつき150グラム以下のもの

4805. 92—重量が1平方メートルにつき150グラムを超え225グラム未満のもの

4805. 93—重量が1平方メートルにつき225グラム以上のもの

この項には、機械すきの塗布してない紙及び板紙でロール状又はシート状のもの（寸法については、この類の注8参照）のうち、48.01項から48.04項までに属しないものが含まれる。ただし、ある種の特殊な紙及び板紙並びに特殊な物品（48.06から48.08まで及び48.12から48.16まで）並びに注3で許容される加工以外の加工をした紙及び板紙、例えば、塗布し又は染み込ませた紙及び板紙（48.09から48.11まで）は含まない。

この項に属する紙及び板紙の例としては、次の物品がある。

- (1) この項に号注3に規定する段ボール用中しん原紙（セミケミカルパルプ製のものに限る。）
- (2) 多層ずきの紙及び板紙（少なくとも一のパルプが他のパルプと異なる特徴を有する湿ったパルプの二以上の層を相互にプレスすることにより得られるもの）。これらの特徴の相違点は、使用するパルプの性質（例えば、再生くず）、製造方法（例えば、機械的又は、化学的）又はパルプの性質が同じで製法も同じである場合には、加工の程度（例えば、さらしてないもの、さらしたもの又は着色したもの）によって生ずるものである。
- (3) この類の号注6に規定するサルファイト包装紙。この規定において「木材パルプ」には、竹の繊維を含まない。
- (4) フィルターペーパー及びフィルターペーパーボード（ティーバックペーパーを含む。）
- (5) フェルトペーパー及びフェルトペーパーボード
- (6) 吸取紙

この項には、繊維板を含まない（44.11）。

*

* *

号の解説

4805. 19

4805. 19号に含まれる段ボール用中しん原紙「ヴェレンシュトフ」は、大部分を再生パルプから製造したロール状の紙及び板紙で、添加物（例えばでんぷん）を含み、1平方メートルにつき少なくとも100グラムあり、CMT30（コルゲーテッド中しん試験で30分調湿後）による圧縮強さが相対湿度50%、温度23度において1グラム平方メートルにつき1.6ニュートンを超えるものである。

4805. 40

フィルターペーパー及びフィルターペーパーボードとは、機械木材パルプ又はセミケミカル木材パルプを含まない多孔質の物品で、サイジングを施しておらず、かつ、液体又は気体の中から

固体粒子を取り除くように作られているものをいう。これらは、ぼろパルプ若しくは化学パルプ又はこれらの混合物から得られ、合成繊維又はガラス繊維を含むこともある。フィルターの穴の大きさは、除去される粒子の大きさにより決定される。これらの物品には分析用のフィルターペーパー及びフィルターペーパーボード（酸性でもアルカリ性でもなく、灰分の含有量が非常に低い。）と同様に、ティーバッグ、コーヒーフィルター又は自動車用フィルターの製造用のフィルターペーパー及びフィルターペーパーボードを含む。

4805.50

フェルトペーパー及びフェルトペーパーボードとは、種々の吸収性を有する繊維状の塊から製造された物品である。これらの製造には、紙若しくは板紙のくず、木材パルプ又は繊維状の織物のくずが使用される。フェルトペーパー及びフェルトペーパーボードは、一般に鈍い青灰色で粗い繊維状の表面を有しており、不純物を含んでいる。これらは、特にルーフィング用の板紙の製造用又は箱若しくは高級革製品の間接層として使用される。

48.06 硫酸紙、耐脂紙、トレーシングペーパー、グラシン紙その他の透明又は半透明の光沢紙（ロール状又はシート状のものに限る。）

4806.10—硫酸紙

4806.20—耐脂紙

4806.30—トレーシングペーパー

4806.40—グラシン紙その他の透明又は半透明の光沢紙

硫酸紙は、サイズ及びてん料を施していない良質の紙を硫酸液に数秒間浸して作る。酸の作用により繊維素の一部は、膠状で不浸透性のアミロイドに変化する。この処理の後、十分水洗いし乾燥したものは、もとの紙よりも強く、半透明で、油やグリースに対し抵抗性を有し、大部分のものは水やガスに対しても不浸透である。より重く、より硬い硫酸紙及び湿った状態の硫酸紙を重ね合わせて圧搾した紙は、硫酸紙の板紙（parchment paperboard）と呼ばれる。

類似の紙は同様の方法（ただし、酸化チタンをパルプに添加する点が異なる。）で作られる。このようにして得られた紙もまた依然硫酸紙であるが、不透明である。硫酸紙は、油脂性物質（例えば、バター、ラード）その他の飲食用又はダイナマイトパッキング用の安全包装、浸透及び透析用の隔膜、免許状等の用紙、ある種のトレーシングペーパー及び設計用紙、捺捺状の製造等に使用される。硫酸紙の板紙（parchment paperboard）は、製本における羊皮紙の代用品並びにランプシェード及び旅行用具等の製造に使用される。

一面だけ硫酸紙加工された紙（ある種の壁紙の製造に使用される。）も、この項に属する耐脂紙（国によっては、擬硫酸紙として知られている。）は、水中でパルプを長時間叩解して、繊維をきめ細かい状態まで粉碎し、加水分解したパルプ（通常、亜硫酸パルプ）から、直接作られる。この紙は半透明で油及びグリースに対しかかなりの不浸透性がある。一般に、この紙は、硫酸紙と同様の目的に使用されるが、安価であるため、特に、脂肪性食品の包装用に適している。耐油紙は、光沢が付けられたものはほとんどなく、外見上硫酸紙と類似しているが、耐脂紙は水に対して弱

いという点で硫酸紙と区別できる。

硫酸紙と耐脂紙は、時として、グリセリン、ぶどう糖等を表面処理の段階で使用して、柔軟性及び透明性を増加させることもある。このような処理は、これらの紙の所属には何ら影響を与えるものではない。

耐脂紙は、それらの水に対する抵抗性を試験することによって硫酸紙と区別できる。硫酸紙を数分間水に浸した場合、破れ難く、また単に破れるだけで、きれいな裂け目をしているが、一方同様に扱った耐脂紙の方は、簡単に、繊維状の裂け目をした状態に破れる。

耐脂の品質を有しているが、その程度の劣る類似の紙（擬耐脂紙）は、パルプをさほど長時間叩解することなく、また、繊維の加水分解もさほど十分でない場合に得られる。これは、透明性を増し、光沢を与えるため、パラフィンろう又はステアリングがパルプに加えられることがある。

トレーシングペーパーの一種で耐脂紙に類似したものは、高い透明性を出すために長時間パルプを叩解して作られる。この項には、また、その他のトレーシングペーパーを含む。

グラシン紙（透明な光沢紙）は、耐脂紙と同様な方法で作られるが、最終工程においてスーパーカレンダーの加熱ローラー間の加圧下で加湿とつや出しを繰返し行うことにより透明性と高密度を得る。類似の透明な光沢紙は、現在同じ方法で作られるが、パルプに合成樹脂その他の材料が添加される。

透明又は半透明の光沢紙は、主として無色であるが、パルプの段階で着色剤が添加され、さまざまに着色されたもの（半透明の光沢紙）も作られる。これらは、一般に硫酸紙又は耐脂紙よりも浸透性がある。しかし、これらもまた、食料品、砂糖菓子等の包装に、窓付き封筒の窓の製造用に又は細片にしてチョコレート等の上質な包装材料として使用される。

この項の物品の寸法については、この類の注8を参照

*

* *

この項には、製紙後に塗布し、染み込ませ又はこれに類する加工をすることによって耐脂性又は耐水性を与えた紙（48.09 又は 48.11）を含まない。

48.07 接着剤を使用して張り合わせた紙及び板紙(ロール状又はシート状のものに限るものとし、内部を補強してあるかないかを問わず、表面に塗布し又は染み込ませたものを除く。)

この項には、接着剤の作用により二層以上の紙又は板紙を張り合わせた紙及び板紙を含む。これらの物品は、各種品質の紙及び板紙から製造することができ、また接合材料には、動物性、植物性又は鉱物性のもの（例えば、デキストリン、にかわ、タール、ガム、アスファルト及びラテックス）がある。

この項の物品は、前項までの物品（接着材料によることなく各層を圧着したもの）とは、水又は適当な溶剤に浸せきすれば、層は容易に分離し、接着剤の証明が与えられることで区別できる。張り合わせた紙又は板紙の層は、また、通常、燃焼中に分離する。

接合剤が防水性材料としても作用している張り合わせた紙及び板紙（例えば、タールを接合剤として張り合わせた二重クラフト紙）は、この項に含まれる。また、紙及び板紙でビチューメン、タール、アスファルト、紡織用繊維その他の材料（例えば、紡織用繊維製又は金属製のガーゼ及びプラスチック）で内部を補強したものは、当該物品の重要な特性が、紙又は板紙にあるもの限り、この項に含まれる。これらの物品には、特に防水包装に使用される。

張り合わせた紙及び板紙で高品質のもの（積層の特徴が簡単には見分けられないもの）は、印刷用又は文房具用に供される。その他のものは、箱製造用又は製本用に供される。

この項の物品の寸法については、この類の注8を参照。

この項には、繊維板を含まない（44.11）。

48.08 コルゲート加工をし（平らな表面紙を張り付けてあるかないかを問わない。）ちりめん加工をし、しわ付けをし、型押しをし又はせん孔した紙及び板紙（ロール状又はシート状のものに限るものとし、第48.03項の紙を除く。）

4808.10—コルゲート加工をした紙及び板紙（せん孔してあるかないかを問わない。）

4808.40—クラフト紙（ちりめん加工又はしわ付けをしたものに限るものとし、型押しをしてあるかないか又はせん孔してあるかないかを問わない。）

4808.90—その他のもの

この項には、ロール状又はシート状の各種の紙で、製造中又は製造後において、表面が平らでなく又は均一でなくなるような方法で加工がされているという一般的な特徴を有するものを含む。この項の物品の寸法については、この類の注8を参照。

この項には、次の物品を含む。

(1) コルゲート加工をした紙及び板紙

コルゲート加工をした紙及び板紙は、材料を熱及び蒸気を供給しながら溝付きローラーの間を通すことによって得られる。これらには、一枚のコルゲート加工をした層から成るもの又はコルゲート加工をした層の一つの面（片面）又は二つの面（両面）に平面のシートを張り合わせたものがある。より重い板紙のものには、コルゲート加工をした紙又は板紙の層を連続して重ねて結合したもの及び平面の層と交互に重ねて結合したものがある。

コルゲート加工をした紙及び板紙の最も一般的な用途は、段ボール箱の製造用である。

これらはまた、包装用保護材料としても使用される。

(2) ちりめん加工又はしわ付けをした紙

これらは、湿った状態の紙のウェブを機械的に処理することにより又は透いた紙をしわ付きローラーの間を通すことによって得られる。紙のもとの表面積は、工程中にかなり縮小し、結果として、製品は、しわ付けをされた外観と高伸縮性を有する。

通常しわ付けをされた外観を有するセルロースウォッディング及びセルロース繊維のウェブは、ちりめん加工又はしわ付けをした紙とはみなされず、48.03項、48.18項又は48.23項に属する。製造工程の間に繊維を折り曲げ、ぎっしり詰め込んでペーパーウェブを密にする

クルパック法 (Clupak process) によって作られる伸長紙 (extensible paper) も、この項には属さない。この紙は、湿った状態における機械的処理によって作られ、伸縮性を有しているが、一般に、ちりめん加工又はしわ付けをした紙の通常の外観を有していない (通常、48.04 又は 48.05)。

ちりめん加工又はしわ付けをした紙は、時に着色され、そのまま又は重ね合わせて各種の製品 (例えば、セメント袋その他の包装用紙及び装飾吹流し) の製造に使用される。ただし、家庭用又は衛生用に供する種類の紙は含まれない (48.03)。また、48.18 項に掲げる種類の製品も除かれる。

(3) 型押しをした紙及び板紙

型押しをした紙及び板紙は、表面に認識できるほどの凸凹が付けられたもので、一般に、製紙後に、湿った状態又は乾燥状態の紙を、型付けをしたローラー若しくは表面に型を彫刻したローラーの間に通すことにより又は彫刻し若しくは型付けをした金属板でプレスすることにより得られる。これらの製品は、品質及び外観上の点でさまざまであり、一般に、ひだ付き紙、革の模様を擬装した浮出し模様付きの紙又はリネン仕上げをした紙 (布で覆ったローラーによって製造したものを含む。) として知られるものを含む。これらは、ある種の筆記用紙又は壁紙の製造用、箱の内装外装用、製本用等に供される。

(4) せん孔した紙及び板紙

これは、乾燥状態の紙又は板紙に型で機械的に穴あけしたものである。せん孔には、一定のデザインにしたがってなされたもの又は単に等間隔にされたものがある。

この項には、容易に一定の大きさに切れるように、一列にせん孔した紙を含む。

せん孔した紙は、装飾用紙 (例えば、棚作り用紙及び縁飾り用紙) の製造や包装用等に供される。

この項には、48.03 項及び 48.18 項の物品のほか、次の物品も含まない。

- (1) 自然に隆起した目地を有する紙、例えば、図画用紙 (48.02 又は 48.05)
- (2) ジャカードその他これに類する機械用のせん孔した紙及び板紙並びにペーパーレース (48.23)
- (3) せん孔した紙及び板紙製の楽器用のカード、ディスク及びロール (92.09)

48.09 カーボン紙、セルフコピーペーパーその他の複写紙及び転写紙 (謄写版原紙用又はオフセットプレート用の塗布し又は染み込ませた紙を含み、ロール状又はシート状のものに限るものとし、印刷してあるかないかを問わない。)

4809.20—セルフコピーペーパー

4809.90—その他のもの

この項には、塗布し、染み込ませ又はその他の方法によって得られるある種の紙で、ロール状又はシート状のものを含む。この項の物品の寸法については、この類の注 8 を参照。これらの条

件を満たさない紙は、48.16 項に属する（これらの紙の詳細は 48.16 項の解説参照。）。

この項には、次の物品を含まない。

(a) スタンプ用のはく (32.12)

(b) 感光性の紙 (通常 37.03)

48.10 紙及び板紙（カオリンその他の無機物質を片面又は両面に塗布し（結合剤を使用してあるかないかを問わない。）、かつ、その他の物質を塗布してないもので、ロール状又は長方形（正方形を含む。）のシート状のものに限るものとし、大きさを問わず、表面に着色し若しくは装飾を施してあるかないか又は印刷してあるかないかを問わない。）

－筆記用、印刷用その他のグラフィック用に供する種類の紙及び板紙（機械パルプとケミグラントパルプを合わせたものの含有量が全繊維重量の 10% 以下のものに限る。）

4810.13－－ロール状のもの

4810.14－－折り畳んでない状態において 1 辺の長さが 435 ミリメートル以下で、その他の辺の長さが 297 ミリメートル以下のシート状のもの

4810.19－－その他のもの

－筆記用、印刷用その他のグラフィック用に供する種類の紙及び板紙（機械パルプとケミグラントパルプを合わせたものの含有量が全繊維重量の 10% を超えるものに限る。）

4810.22－－軽量コート紙

4810.29－－その他のもの

－クラフト紙及びクラフト板紙（筆記用、印刷用その他のグラフィック用に供する種類のものを除く。）

4810.31－－全体を均一にさらしたもので、化学木材パルプの含有量が全繊維重量の 95% を超え、かつ、重量が 1 平方メートルにつき 150 グラム以下のもの

4810.32－－全体を均一にさらしたもので、化学木材パルプの含有量が全繊維重量の 95% を超え、かつ、重量が 1 平方メートルにつき 150 グラムを超えるもの

4810.39－－その他のもの

－その他の紙及び板紙

4810.92－－多層ずきのもの

4810.99－－その他のもの

カオリン (China clay) 以下の無機物質で、通常、塗布に使用されるものには、硫酸バリウム、けい酸マグネシウム、炭酸カルシウム、硫酸カルシウム、酸化亜鉛及び金属粉を含む（この類の総説の「塗布した紙及び板紙」参照）。この項に記載する無機質の塗布材料には、例えば、紙の表面特性を高めるための少量の有機物質を含むものもある。

この項には、筆記用、印刷用その他のグラフィック用に供する種類の紙及び板紙（印刷機又は感光複写機において使用する種類の紙を含む。）（このカテゴリーの軽量コート紙については、号

注7に規定がある（この注において「木材パルプ」には、竹の繊維を含まない。）、クラフト紙及びクラフト板紙並びに多層ずきの紙及び板紙（48.05 項の解説に記載）を含む（カオリンその他の無機物質を塗布したものに限る。）。

紙及び板紙は、ストリップ状若しくはロール状のもの又は長方形（正方形を含む。）のシート状のもの（大きさを問わない）に限りこの項に属する。これらの紙及び板紙でその他の形状に切断されたものは、この類の後の項（例えば、48.17 項、48.21 項又は 48.23 項）に属する。

この項には、次の物品を含まない。

- (a) 香紙及び化粧料を染み込ませ又は塗布した紙（33 類）
- (b) 37.01 項から 37.04 項までの感光性の紙及び板紙
- (c) 診断用又は理化学用の試薬を染み込ませたストリップ（38.22）
- (d) 48.09 項又は 48.16 項の複写用紙
- (e) 壁紙その他これに類する壁面被覆材及びグラスペーパー（48.14）
- (f) 通信用カード及び 48.17 項の他の紙製又は板紙製の書簡用紙
- (g) 研磨紙及び研磨板紙（68.05）並びに雲母（雲母粉以外のもの）を紙又は板紙で支持したものの（68.14）
- (h) 紙又は板紙を裏張りした金属のはく（主として第 14 部又は第 15 部に属する。）

*

* *

号の解説

4810.13、4810.14、4810.19、4810.22 及び 4810.29

これらの号に含まれる紙及び板紙は、塗布していない状態では、48.02 項に属する。

4810.92

多層ずきの紙及び板紙は、48.05 項の解説に記載がある。

48.11 紙、板紙、セルロースウォッディング及びセルロース繊維のウェブ（ロール状又は長方形（正方形を含む。）のシート状のもので、大きさを問わず、塗布し、染み込ませ、被覆し、表面に着色し若しくは装飾を施し又は印刷したものに限るものとし、第 48.03 項、第 48.09 項又は第 48.10 項の物品を除く。）

4811.10—タール、ビチューメン又はアスファルトを塗布した紙及び板紙

—粘着剤又は接着剤を塗布した紙及び板紙

4811.41—セルフアドヒーシブのもの

4811.49——その他のもの

—プラスチック（接着剤を除く。）を塗布し、染み込ませ又は被覆した紙及び板紙

4811.51——さらしたもので重量が 1 平方メートルにつき 150 グラムを超えるもの

4811.59——その他のもの

4811.60—ろう、パラフィンろう、ステアリン、油又はグリセリンを塗布し、染み込ませ又は被覆

した紙及び板紙

4811.90—その他の紙、板紙、セルロースウォッディング及びセルロース繊維のウェブ

紙及び板紙は、ストリップ状若しくはロール状のもの又は長方形（正方形を含む。）のシート状のもの（大きさを問わない）に限りこの項に属する。これらの紙及び板紙でその他の形状に切断されたものは、この類の後の項（例えば、48.23 項）に属する。これらの条件並びにこの項及び項の解説の末尾に掲げる除外規定に従うことを条件として、この項には、次の物品（ロール状又はシート状のものに限る。）を含む。

- (A) 片面又は両面の全部又は一部にカオリンその他の無機物質以外の材料の表面塗布がされている紙、板紙、セルロースウォッディング及びセルロース繊維のウェブ（例えば、テレファックス機器等に使用する感熱紙）
- (B) 染み込ませた紙、板紙、セルロースウォッディング及びセルロース繊維のウェブ（この類の総説の「染み込ませた紙及び板紙」参照）
- (C) 塗布し又は被覆した紙、板紙、セルロースウォッディング及びセルロース繊維のウェブ。ただし、プラスチックを塗布し又は被覆した紙又は板紙にあつては、プラスチックの層の厚さが全体の半分を超えないものに限る（この類の注 2（g）参照）。
飲料及びその他の食用品の包装の製造のための紙及び板紙であつて、中身に関する説明文及びイラストレーションが印刷されており、両面を透明の薄いプラスチックシートで被覆したもの（包装の内側の面に金属のはくの裏張りがあるものもある。）もこの項に含まれる。これらの物品は個々の容器に相当する部分を識別してロールから切断するために、折り目及び印が付いているものもある。
- (D) 表面に単色又は多色で着色した紙、板紙、セルロースウォッディング及びセルロース繊維のウェブ（表面に大理石模様を入れた紙及び図案を印刷した紙を含む。）で、かつ、これらの印刷されたモチーフ、文字又は絵がそれらの本来の用途に対し副次的なものであり、49 類の印刷物を構成してないもの（この類の注 12 及び総説の「着色し又は印刷した紙及び板紙」参照）

この項には、次の物品を含まない。

- (a) 30.05 項の医薬を染み込ませ又は塗布したセルロースウォッディング等
- (b) 香紙及び化粧料を染み込ませ又は塗布した紙（33 類）
- (c) せっけん又は洗剤を染み込ませ、塗布し又は被覆した紙及びセルロースウォッディング（34.01）並びに磨き料、クリームその他これらに類する調製品を染み込ませ、塗布し又は被覆した紙及びセルロースウォッディング（34.05）
- (d) 37.01 項から 37.04 項までの感光性の紙及び板紙
- (e) リトマス紙及び極性検定紙並びにその他の診断用又は理化学用の試薬を染み込ませた紙（38.22）
- (f) 一層のプラスチックを塗布し又は被覆した一枚の紙及び板紙で、プラスチックの層の厚さが全体の半分を超えるもの（39 類）

- (g) 単に、線等の透き入れがされた紙。たとえその線が印刷した線と同じ目的を果たすものであっても、本項には含まれない (48.02、48.04 及び 48.05)。
- (h) 壁紙その他これに類する壁面被覆材及びグラスペーパー (48.14)
- (i) 通信用カード及び 48.17 項の他の紙製又は板紙製の書簡用紙
- (k) 屋根用ボード (板紙の基板をアスファルトその他これに類する材料の中に封じ込んだもの及び基板の両面をアスファルトその他これに類する材料で被覆したもの。) (68.07)

48.12 製紙用パルプ製のフィルターブロック、フィルタースラブ及びフィルタープレート

これらは、セルロースを高濃度に含む植物性繊維 (綿、亜麻、木材等) から成り、接着剤を全く使用せずに、ブロック、スラブ又はプレートの形状に圧縮したもので、繊維は緩く付着した状態のものである。

植物性繊維には、石綿繊維を混入することがあるが、このような場合、当該ブロック、スラブ又はプレートは、製紙用パルプ製の物品の特性を保持しているものに限りこの項に属する。

繊維は、ブロック、スラブ又はプレートに作られる前に製紙用パルプの濃度にし、その用途により、ろ過物への着色、着香又は着味をさけるため、すべての不純物を除去する。

フィルターブロックは、調製し精製したパルプから作られたスラブ (時には手製のものを) を 2 枚以上重ねて作ることもある。

フィルターブロック (また、フィルターマスとして知られる。) は、液体 (例えば、ワイン、スピリット、ビール及び酢) の清澄のためのフィルターに使用される。これらは、その大きさ及び形状によらず、この項に属する。

この項には、次の物品を含まない。

- (a) 単にシート状又はスラブ状に圧縮したコットンリントー (14.04)
- (b) 液体ろ過用のその他の紙製品。(例えば、フィルターペーパー (48.05 又は 48.23) 及びろ過用のセルロースウォッディング (48.03 又は 48.23))

48.13 製造たばこ用巻紙 (特定の大きさに切り、小冊子状にし又は円筒状にしたものであるかないかを問わない。)

4813.10—小冊子状又は円筒状のもの

4813.20—ロール状のもの (幅が 5 センチメートル以下のものに限る。)

4813.90—その他のもの

この項には、全ての製造たばこ用巻紙を含む (フィルターマス包装用並びにフィルターチップ及び紙巻きたばこの組み合わせ用に、それぞれ使用されるプラグラップ及びチップングペーパーを含むものとし、その大きさ及び形状を問わない。)。通常、製造たばこ用巻紙は、次の形状のい

ずれかである。

- (1) 紙巻きたばこ 1 本分用として十分な大きさの紙のルーズリーフを多数含むリーフ状又は小冊子状のもの(印刷の有無を問わない)。これらは紙巻きたばこを手で巻くのに使用される。
- (2) 紙巻きたばこの寸法にした円筒状のもの
- (3) 紙巻きたばこ製造機械用の大きさ(一般に幅 5 センチメートル以下)に切ったロール状のもの
- (4) 幅が 5 センチメートルを超えるロール状のもの

この紙は、時にはすの目が入れられ又は透き入れされた高級紙(多くの場合麻又はリネンのぼろのパルプ製のもの)で、非常に薄く、比較的強いものである。混合物は全く施されないか又は特別な染料が少量施されるものもある。これは、通常白色紙から製造されるが、着色紙であることもあり、また時には、硝酸カリウム、クレオソート又は甘草のようなものを染み込ませたものもある。

製造たばこ用巻紙は、その一端に、ろう、金属顔料その他の非吸着性物質が塗布されていることがあり、管状のものには、コルク、わら、絹等の吸口が付いていることもある。管状の紙にはフィルター(通常、吸着紙、セルロースウォッディング又はセルロースアセテート繊維の小さなプラグから成る。)が取り付けられ、また吸口はやや厚手の紙で補強されることもある。

48.14 壁紙その他これに類する壁面被覆材及びグラスペーパー

4814.20—壁紙その他これに類する壁面被覆材(プラスチックを表に塗布し又は被覆した紙から成るもので、当該プラスチックの層に、木目付けをし、型押しをし、着色し、図案を印刷し又はその他の装飾を施したものに限る。)

4814.90—その他のもの

(A) 壁紙その他これに類する壁面被覆材

この類の注 9 により、「壁紙その他これに類する壁面被覆材」とは、次の物品に限られる。

- (a) 壁又は天井の装飾に適するロール状の紙のうち、幅が 45 センチメートル以上 160 センチメートル以下の次のもの
 - (1) 木目付けをし、型押しをし、表面に着色し、図案を印刷し又は繊維のフロックを付着させる等の方法により表面に装飾を施したもの(洗浄又は洗濯ができるように、透明な保護用プラスチックを塗布してあるかないか又は被覆してあるかないかを問わない)。これらは、通常「壁紙」として知られるものである。

「リンクラスタ」もこのグループに属する。これは、相当厚い紙に酸化した亜麻仁油及びてん料から成る乾燥混合物を塗布したものである。この塗布は、その紙が壁又は天井の装飾に適するような方法で型押しをし、表面に装飾を施している。
 - (2) 製造の段階において、木材、わら等の小片を混入した結果、平たんでない表面を有するもの。これらの壁面被覆材は、通常「イングレインペーパー」として知られている。

これらには、表面に装飾を施したもの（例えば、印刷したもの）又は装飾を施していないものがある。装飾を施していないイングレインペーパーは、通常、壁に張られた後に彩色される。

- (3) プラスチックを表に塗布し又は被覆したもの（当該プラスチックの層に、木目付けをし、型押しをし、着色し、図案を印刷し又はその他の装飾を施したものに限る。）

これらの壁面被覆材は、洗浄可能であり、かつ、研磨材料製品に対する抵抗性は上記(1)に記載したものよりも大きい。ポリ（塩化ビニル）の層を有する物品は、「ビニル製壁面被覆材」又は「ビニル製壁紙」とも呼ばれる。

- (4) 組物材料（平行につないであるかないか又は織ってあるかないかを問わない。）で表の全部又は一部を覆ったもの。これらの壁面被覆材の中には、紡績した紡織用繊維でつないだ一層の組物材料を有するものがある。

- (b) 縁又はフリーズに使用する(a)の(1)から(4)までのいずれかの処理（例えば、型押しをし、図案を印刷し、乾性油及びてん料の混合物により表面に装飾を施し、又はプラスチックを塗布し若しくは被覆すること）をした紙で、壁又は天井の装飾に適するもの（ロール状であるかないかを問わない。）

- (c) 数枚のパネルから成る紙製の壁面被覆材で、壁に張り付けたとき、風景、図案又はモチーフが現れるように印刷したもの（写真壁画として知られている。）。このパネルは各寸法のものであり、ロール状又はシート状で提示される。

(B) グラスペーパー

これらの物品は、薄く、堅く、強い光沢を有する半透明又は透明の紙で作られる。これらは、各種の装飾用図案が印刷され、多くの場合ステンドグラスに類似した着色がなされており、装飾用として又は単に窓ガラスの透明性を減らすために使用される。これらは、また、例えば、広告又は展示目的のために、文章又はイラストレーションが印刷されていることがある。

これらは、ロール状のもの又は窓若しくは戸のガラスにそのまま張り付けられるような大きさ若しくは形状にしたものがある。これらは、時には接着剤を塗布したものもある。

*

* *

この項には、次の物品を含まない。

- (a) プラスチックのシートのみから成るセルフアドヒーシブの壁面被覆材で、使用する際にはく離される紙の保護層を付着したもの（39類）
- (b) 紙を裏張りした薄板又はコルクから成る壁面被覆材（44.08、45.02又は45.04）
- (c) 壁面被覆材に類する物品であるが、重く、かつ、堅い構造をしており、例えば、板紙のベースと一層のプラスチックとから成っており、通常、幅の広い（例えば、183センチメートル）ロール状で提示され、床敷き及び壁面被覆材の両方に使用されるもの（主として48.23）
- (d) 外観がグラスペーパーにいくぶん類似したデカルコマニア（49.08）
- (e) 紙をベースとした紡織用繊維の壁面被覆材（59.05）

(f) 紙を裏張りしたアルミニウムのはくから成る壁面被覆材 (76.07)

*

* *

号の解説

4814.10

「イングレイン」ペーパーとは、この類の注9の(a)の(ii)に規定された紙をいう。

48.16 カーボン紙、セルフコピーペーパーその他の複写紙及び転写紙(箱入りにしてあるかないかを問わないものとし、第48.09項のものを除く。)並びに謄写版原紙及び紙製のオフセットプレート(箱入りにしてあるかないかを問わない。)

4816.20—セルフコピーペーパー

4816.90—その他のもの

この項には、圧力(例えば、タイプライターのキーの衝撃)、水分、インキ等を与えることによって原本から一以上のコピーを作ることができるように、塗布し又は染み込ませた紙を含む。

これらの紙は、幅が36センチメートル以下のロール状若しくは折り畳んでない状態において各辺の長さが36センチメートル以下の長方形(正方形を含む。)のシート状又は長方形(正方形を含む。)以外の形状に切った状態で提示されるものに限りこの項に属する。その他のものは、48.09項に属する。謄写版原紙及びオフセットプレートについては、大きさに関する条件はない。この項の物品は、通常、箱詰めされている。

この項の物品は、複写のプロセスにより次の二つのカテゴリーに大別される。

(A) 塗布した物質又は染み込ませた物質の全部又は一部を他の表面に移すことにより原本を複写する紙

このカテゴリーには、次の物品を含む。

(1) カーボン紙その他これに類する複写紙

これらは、脂肪性又はろう状の物質にカーボンブラックその他の着色料を混合したものを塗布し又は染み込ませた紙から成る。これらは、ペン、鉛筆又はタイプライターで普通の紙に複写する際に使用される。

これらの紙には、次のものがある。

(a) 間に挿入して1回又は繰り返して使用する薄い紙

(b) 普通の重さの塗布された紙で、通常セットの一部を構成するもの

このグループには、また、こんにやく版式複写に使用するカーボンペーパーを含む。

当該物品は、より多くのコピー作するための「印刷プレート」と同様の働きをするマスターシートを作るために使用される。

(2) セルフコピーペーパー

セルフコピーペーパーは、カーボンレスコピーペーパーとしても知られ、束状にとじられ

ている。事務用機械又は鉛筆によって原本に加えられた圧力は、同一シート又は二枚の隣接するシート中で、通常、互いに分離状態にある二種類の成分の間に反応を起こさせ、原本が受けた圧力の形を複写する。

(3) 感熱性複写紙 (Heat transfer papers)

これらは、感熱性物質を片面に塗布したものであり、赤外線複写機で染料を塗布物質と共に普通の紙の上に移す方法（感熱性複写法）によって原本の複写を作る際に使用される。

(B) 上記 (A) 外の方法による複写紙、謄写版原紙及びオフセットプレート

このカテゴリーは、次の物品を含む。

(1) 謄写版原紙用の紙及び謄写版原紙

謄写版原紙用の紙は、薄くて強い、サイジングされていない紙に、パラフィンその他のろう、コロジオン又はこれらに類する物品の調製品を、塗布し、又は染み込ませて防水性を付与したものである。タイプライター、鉛筆その他の適当な器具により加えられた圧力は、表面塗布物質に、複製されるべき文字又は模様をのける。

謄写版原紙は、通常、取外しが可能な厚い裏打ち紙を上端に取り付け、更に製版された原紙を謄写版に取り付けるため特別な穴があけられており、またある場合には、カーボンコピーが得られる普通の紙がはさみ込まれている。更に、謄写版原紙には、通常ガイドマーク及びその他各種の印刷された標識が記されている。

この項には、あて名印刷機用の枠を取り付けた原紙を含む。

(2) オフセットプレート用の紙及びオフセットプレート

オフセットプレート用の紙は、片面にリソグラフィックインキを通さない特殊な物質を塗布したものである。これらの物品は、手書き、機械その他の方法で描かれた文字又は模様を普通の紙に複写するための事務用オフセット印刷機に使用される。

*

* *

この項の紙には、束状に閉じたものもあり、また、上記の複写プロセスの二以上を組み合わせたものもある。代表的な例の一つとしては、片面に特殊インキが塗布された紙で（カーボンペーパーのように）文字又は図案の反対像が上記 (B) の (2) に掲げるプレートに類する第 2 の紙に形成されたものである。この第 2 の紙を適当な複写機にセットすると、この紙の反対側に付着しているインキが普通の紙の上に原本の正像として転写され、多数の複写が得られる。

複写紙又は転写紙で、複写用の文字又は図案が記されているものは、順番にとじてあるかないかを問わず、この項に属する。

この項には、次の物品を含まない。

(a) スタンプ用のはく又はブロッキングフォイルとして知られる転写紙：これらは、金属、金属粉又は顔料を塗布した薄い紙で、本の表紙、帽子のリボン等の印刷に使用される (32. 12)。

(b) 37. 01 項から 37. 04 項までの感光性の紙又は板紙

- (c) ゼラチンをもととした複写用ペーストで、紙を裏張りしたもの (38.24)
- (d) プラスチックの薄い層からなる謄写版原紙で、取外しのできる紙を裏張りしており、特定の大きさに切られ、一方の端に穴がつけられたもの (39 類)
- (e) 感熱物質を塗布した紙で、塗布物質の直接の黒変 (thermocopying process) によって原本のコピーを作るもの (48.11 又は 48.23)
- (f) 転写式の事務用印刷物及び挿入式カーボンセット (48.20)
- (g) デカルコマニア (49.08)

48.17 紙製又は板紙製の封筒及び通信用カード並びに封筒、通信用カード、便せん等を紙製又は板紙製の箱、袋その他の容器に詰め合わせたもの

4817.10—封筒

4817.20—通信用カード

4817.30—封筒、通信用カード、便せん等を紙製又は板紙製の箱、袋その他の容器に詰め合わせたもの

この項には、通信に使用する種類の紙又は板紙製の書簡用紙、例えば、封筒、封かん葉書、郵便葉書（通信用カードを含む。）を含む。ただし、ルーズシート状又はブロック状の分離されている筆記用紙及び次に記載したある種の製品は含まない。

これらの物品には、住所、氏名、商標、装飾、紋章、イニシャル等が書簡用紙としての用途に対し単に副次的に印刷されたものがある。

封かん葉書は、紙若しくは板紙のシート又はカードで、封筒を使用することなく閉じ又は施封ができるように粘着性の（及び時にはミシン目が入れられた）縁又はその他の準備がされたものである。

郵便葉書は、住所用又は郵便切手用の印刷その他通信用のものであることの表示がされたもの以外は、この項には属さない。

通信用カードは、縁がデッセル耳若しくは金縁となっているもの、角が丸いもの又は書簡用紙としての用途を明らかに表示する印刷その他の調製がされたもの以外は、この項には属さない。このような調製がなされていない普通のカードは、48.02 項、48.10 項、48.11 項又は 48.23 項に属する。

この項には、また、封筒、通信用カード、便せん等を紙製又は板紙製の箱、袋その他の容器に詰め合わせたものを含む。

この項には、更に次の物品を含まない。

- (a) シート状のレターペーパー（折り畳みであるかないか、印刷してあるかないか又は容器に詰められてあるかないかを問わない。） (48.02、48.10 又は 48.11)
- (b) 48.20 項の便せん、メモ帳等
- (c) 現在通用する切手を印刷その他の方法で表示した封筒、郵便葉書及び封かん葉書等 (49.07)

- (d) 49.09 項の葉書（印刷したもの及び挿絵を有するものに限る。）及び印刷したカード
- (e) 特殊な目的をもって印刷された書状その他これに類する物品（例えば、請求書、転居通知状及び広告用書状（肉筆により記入することが必要なものを含む。））（49.11）
- (f) 挿絵入りの初日カバー及びマキシムカード（maximum cards）で、郵便切手を貼っていないもの（49.11）又は郵便切手を貼ってあるもの（97.04）

48.18 トイレットペーパーその他これに類する家庭用又は衛生用に供する種類の紙、セルロースウオッディング及びセルロース繊維のウェブ（幅が 36 センチメートル以下のロール状にし又は特定の大きさ若しくは形状に切ったものに限る。）並びに製紙用パルプ製、紙製、セルロースウオッディング製又はセルロース繊維のウェブ製のハンカチ、クレンジングティッシュ、タオル、テーブルクロス、ナプキン、ベッドシーツその他これらに類する家庭用品、衛生用品及び病院用品、衣類並びに衣類附属品

4818.10—トイレットペーパー

4818.20—ハンカチ、クレンジングティッシュ、化粧用ティッシュ及びタオル

4818.30—テーブルクロス及びナプキン

4818.50—衣類及び衣類附属品

4818.90—その他のもの

この項には、トイレットペーパーその他これに類する紙、セルロースウオッディング及びセルロース繊維のウェブの家庭用又は衛生用に供する種類の次の物品を含む。

- (1) 幅が 36 センチメートル以下のストリップ状若しくはロール状のもの
- (2) 折り畳んでない状態において、各辺の長さが 36 センチメートル以下の長方形（正方形を含む。）のシート状のもの
- (3) 長方形（正方形を含む。）以外の形状に切ったもの

また、この項には、製紙用パルプ製、紙製、セルロースウオッディング製及びセルロース繊維のウェブ製の家庭用品、衛生用品及び病院用品のみならず、衣類及び衣類附属品を含む。

この項の物品は、48.03 項の材料で作られることが多い。

この項には、次の物品を含まない。

- (a) 医薬を染み込ませ若しくは塗布し又は医療用若しくは獣医用として小売用の形状若しくは包装にしたセルロースウオッディング（30.05）
- (b) 香紙及び化粧料を染み込ませ又は塗布した紙（33 類）
- (c) せっけん又は洗剤を染み込ませ、塗布し又は被覆した紙及びセルロースウオッディング（34.01）並びに磨き料、クリームその他これらに類する調製品を染み込ませ、塗布し又は被覆した紙及びセルロースウオッディング（34.05）
- (d) 64 類の物品
- (e) 65 類の帽子及びその部分品

(f) 96.19 項の生理用のナプキン（パッド）及びタンポン、おむつ及びおむつ中敷きその他これらに類する物品

48.19 紙製、板紙製、セルロースウォッディング製又はセルロース繊維のウェブ製の箱、ケース、袋その他の包装容器及び紙製又は板紙製の書類箱、レタートレイその他これらに類する製品で事務所、商店等において使用する種類のもの

4819.10—段ボール製の箱及びケース

4819.20—紙製又は板紙製の折畳み式の箱及びケース（段ボール製のものを除く。）

4819.30—袋（底の幅が40センチメートル以上のものに限る。）

4819.40—その他の袋（円すい形のものを含む。）

4819.50—その他の包装容器（レコード用ジャケットを含む。）

4819.60—書類箱、レタートレイ、格納箱その他これらに類する製品で事務所、商店等において使用する種類のもの

(A) 箱、ケース、袋その他の包装容器

このグループには、商品の包装、輸送、貯蔵又は販売に通常使用される各種各サイズの容器（装飾的価値を有しているかいないかを問わない。）を含む。この項には、箱、ケース、袋、コーン、パッケージ、板紙製ドラム（容器）（巻いて製造したものであるかないか若しくはその他の方法によるものであるかないか又は補強用の他の材料製の丸バンドが付いているかいないかを問わない。）、書類郵送用の筒状容器、衣類袋、ジャー、ポットその他これらに類する物品（例えば、ミルク又はクリーム用のもの）を含む。これらは、ろう塗りしてあるかないかを問わない。またこの項には、真空掃除機用のゴミ収容袋、乗物酔い用袋並びにレコードボックス及びジャケットのような特殊な目的用の紙袋を含む。

この項には、折畳み式の箱を含む。これらには、次の物品がある。

—はさみ込むことによって組み立てられる一枚の平面状の箱及びケース（例えば、ケーキボックス）

—一方の側のみを膠着剤、ステープル等によって組み立て又は組み立てるようにした容器。容器の組立て、それ自体が他方の側を形成するようになっているが、必要に応じて、底又はふたをしっかりと締めるため、更に固着する方法（接着テープ又はステープルによる方法等）がとられる。

これらの商品には、例えば、商店名、使用方法又は挿絵を印刷したものがある。したがって、種子袋で農場名に加えて商品の絵及び種まき法の説明があるもの並びにチョコレート、菓子等の袋で子供を喜ばせるための絵があるものは、この項に属する。

この項の製品には、紙以外の補強材料又は附属品（例えば、繊維製の裏張り、木製の支持物、手持ちのためのひも及び金属又はプラスチックのコーナー）を取り付けたものもある。

(B) 書類箱、レタートレイその他これらに類する製品で事務所、商店等において使用する種類のもの

このグループには、ファイリングキャビネット、書類箱、レタートレイ、格納箱その他これに類する硬く耐久性のある容器を含む。これらは、通常上記（A）の包装容器よりも仕上げが良く、事務所、商店、倉庫等において、各種の書類又は商品の保管に使用される。

これらの製品は、紙以外の補強材料又は附属品（例えば、金属製、木製、プラスチック製又は繊維製のちょうつがい、ハンドル、鍵等）を取り付けたものもある。また、これらは、名札入れ用に金属製、プラスチック製等の枠が付いたものもある。

この項には、次の物品を含まない。

- (a) 42.02 項の物品（旅行用品等）
- (b) 紙の組物製品（46.02）
- (c) 48.11 項の塗布し、被覆し又は印刷した紙及び板紙（ロール状で、容器の製造に使用するもので、個々の容器に相当する部分を識別してロールから切断するために、折り目及び印が付いているもの）
- (d) 見本用又は収集用のアルバム（48.20）
- (e) 63.05 項の紙糸製織物の袋

48.20 紙製又は板紙製の帳簿、会計簿、雑記帳、注文帳、領収帳、便せん、メモ帳、日記帳その他これらに類する製品、練習帳、吸取紙、バインダー、書類挟み、ファイルカバー、転写式の事務用印刷物、挿入式カーボンセットその他の文房具及び事務用品、アルバム（見本用又は収集用のものに限る。）並びにブックカバー

4820.10—帳簿、会計簿、雑記帳、注文帳、領収帳、便せん、メモ帳、日記帳その他これらに類する製品

4820.20—練習帳

4820.30—バインダー（ブックカバーを除く。）、書類挟み及びファイルカバー

4820.40—転写式の事務用印刷物及び挿入式カーボンセット

4820.50—アルバム（見本用又は収集用のものに限る。）

4820.90—その他のもの

この項には、48.17 項の通信用の物品及びこの類の注 10 に規定する物品を除き、各種の文房具及び事務用品を含む。これには、次の物品を含む。

- (1) 帳簿、会計簿、各種の雑記帳、注文帳、領収帳、複写帳、日記帳、便せん、メモ帳、約束帳、住所帳及び電話番号記載用の帳簿等
- (2) 練習帳：これは、罫紙だけでなく、手書きで模写するための印刷した手書きの手本も含む。

しかしながら、叙述体の文章を含むか含まないかを問わず、ワークブックとしての一義的な使用に対して副次的でない印刷された文章の質問又は練習問題を含み、また、通常は書き込みを行うための空白部分を有する教育用のワークブック（ライティングブックと呼ばれることもある。）は、この項に含まれない（49.01）。書くことその他の練習のための幼児用ワー

- クブックで、補足の文章のついた本質的に絵から成るものもまたこの項に含まれない(49.03)。
- (3) ルーズシート、雑誌あるいはこれらに類するものをとじるように設計されたバインダー（例えば、クリップバインダー、スプリングバインダー、スクリューバインダー、リングバインダー）又は書類挟み、ファイルカバー、ファイル（ボックスファイル以外のもの）及び紙鈹み
- (4) 転写式の事務用印刷物：これらは、セルフコピーペーパーに印刷し又はカーボン紙を挿入した多数の印刷物のセットである。これらの印刷物は、数枚の複写を作るのに使用され、連続しているものも連続してないものもある。これらには、完全なものとするために追加情報の書き込みを必要とする印刷物を含む。
- (5) 挿入式カーボンセット：転写式の事務用印刷物に類するものであるが、印刷物を全く含まないか又はレターヘッドのような確認用の情報のみを含んでいる。これらは、タイプして数枚の複写を作成するのに広く使用され、転写式の事務用印刷物の多くのもと同様に、ミシン目を付け、膠着して閉じられている。
- (6) 見本用又は収集用のアルバム（例えば、切手又は写真用のもの）
- (7) ブロッキングパッドのようなその他の文房具及び事務用品（折り畳んであるかないかを問わない。）
- (8) ブックカバー（バインディングカバー及びダストカバー）（書名等の文字やさし絵が印刷されているかどうかを問わない。）

この項の製品には、相当の部分が印刷されているものがある。しかし、印刷が主要な用途に対して副次的なもの（例えば、書式（基本的に手書き又はタイプにより完成するもの）又は日記帳（基本的に書くためのもの））に限り（49類ではなく）この項に属する。

この項の製品は、紙以外の材料（例えば、革、プラスチック又は紡織用繊維材料）で装ていされ、金属、プラスチック等の補強又は取付けが行われることがある。

一方、主として木材、大理石等で作られている卓上メモブロックのような製品は、その構成材料により木材、大理石等の製品に分類される。練習用紙その他の筆記用紙のルーズシート（ルーズリーフブック用の穴をあけたシートを含む。）は、一般に、48.02 項、48.10 項、48.11 項又は48.23 項に属する。アルバム用のルーズリーフシートもこの項に属さず、その特性により他の項に属する。

この項には、次の物品を含まない。

- (a) 小切手帳 (49.07)
- (b) クーポン式の旅行券のブランク (49.11)
- (c) 種々の宝くじ券 (通常 49.11)

48.21 紙製又は板紙製のラベル（印刷してあるかないかを問わない。）

4821.10—印刷したもの

4821.90—その他のもの

この項には、各種の製品に取り付けて使用する種類の紙製又は板紙製の各種のラベルで、当該製品の特徴、身元、所有者、届け先、価格等を表すためのものを含む。これらの物品には、張り付けにより取り付けるタイプのもの（粘着剤によるもの又はセルフアドヒーシブのもの）又はひもその他の方法で取り付けるように作られたものがある。

これらのラベルには、無地のもの、文字又は絵を印刷したもの（印刷の程度を問わない。）、粘着性のもの、ひも、留金、ホックその他の留め具を取り付けたもの又は金属その他の材料で補強したものがある。これらには、穴あけしたもの又はシート状若しくは小冊子状にしたものもある。

印刷したステッカー（セルフアドヒーシブのものに限る。）で、宣伝、広告、単なる装飾（例えば、漫画ステッカー及び窓用ステッカー）等に使用するように作られたものは、この項には属しない（49.11）。

この項には、比較的強い卑金属の板の1面又は両面を薄い紙（印刷してあるかないかを問わない。）で被覆した「ラベル」を含まない（73.26、76.16、79.07等又は83.10）。

*

* *

号の解説

4821.10

この号には、印刷の重要性及び程度にかかわらずあらゆる印刷したラベルを含む。したがって、この号においては、例えば、線その他の単純な枠又は単に小さなモチーフその他のシンボルを組み合わせたものを印刷したラベルは、「印刷したもの」とみなす。

48.22 製紙用パルプ製、紙製又は板紙製のボビン、スプール、コップその他これらに類する糸巻類（せん孔してあるかないか又は硬化してあるかないかを問わない。）

4822.10—紡織用繊維の糸を巻くために使用する種類のもの

4822.90—その他のもの

この項には、糸又は線を巻くためのボビン、チューブ、スプール、コップ、コーンその他これらに類する糸巻類（工業用又は小売用のもの）を含む。また、布、紙その他の材料を巻くために使用する種類の円筒状の芯（端が開口しているもの又は閉じているもの）もこの項に含まれる。

これらは、板紙、シート状の紙を巻いたもの又はプレス若しくは成形したパルプ（この類の総説の最後から2番目のパラグラフを参照）から製造される。これらには、時には、穴をあけたものがあり、また、膠着し又はプラスチック等を染み込ませ若しくは塗布したものもある。ただし、積層したプラスチックの製品の性格を有するものは含まない（39類）。

ボビン、チューブ、スプール等は、その一端又は両端に、木、金属その他の材料製の補強具又は取付具を取り付けたものがある。

この項には、類似の目的に使用される各種の形状をした平板状の支持物を含まない（48.23）。

48.23 その他の紙、板紙、セルロースウォッディング及びセルロース繊維のウェブ（特定の大きさ又は形状に切ったものに限る。）並びに製紙用パルプ、紙、板紙、セルロースウォッディング又はセルロース繊維のウェブのその他の製品

4823.20—フィルターペーパー及びフィルターペーパーボード

4823.40—自動記録装置用に印刷したロール、シート及び円盤

—紙製又は板紙製の盆、皿、コップその他これらに類する製品

4823.61—竹製のもの

4823.69—その他のもの

4823.70—成型し又は加圧成形をした製紙用パルプの製品

4823.90—その他のもの

この項には、次の物品を含む。

(A) 紙及び板紙、セルロースウォッディング及びセルロース繊維のウェブで、この類の前項までのいずれの項にも含まれないもの

—幅が 36 センチメートル以下のストリップ状又はロール状のもの

—折り畳んでない状態において、いずれの辺も長さが 36 センチメートル以下の長方形（正方形を含む。）のシート状のもの

—長方形（正方形を含む。）以外の形状に切ったもの

しかしながら、48.02 項、48.10 項及び 48.11 項の紙及び板紙で、ストリップ状、ロール状又は長方形（正方形を含む。）のシート状のものは、大きさを問わずこれらの項に属することに注意しなければならない。

(B) 製紙用パルプ、紙、板紙、セルロースウォッディング又はセルロース繊維のウェブの製品で、この類の前項までのいずれの項にも含まれず、かつ、この類の注 2 によっても除外されないもの

この項には、従って次の物品を含む。

(1) フィルターペーパー及びフィルターペーパーボード（折ってあるかないかを問わない。）：

—一般に、これらは、円形のフィルターペーパー及びフィルターペーパーボードのような長方形（正方形を含む。）以外の形状のものである。

(2) 印刷した自動記録装置用の目盛り紙で、長方形（正方形を含む。）以外のもの

(3) 筆記用、印刷用その他のグラフィック用に供する種類の紙及び板紙で、この類の前項までの項に含まれないもの（長方形（正方形を含む。）以外の形状に切ったものに限る。）

(4) 紙製又は板紙製の盆、皿、コップその他これらに類する製品

(5) 成型し又は加圧成形をした製紙用パルプの製品

(6) 組物又はその他に使用する塗布してないストリップ状の紙でグラフィック用に供する以外のもの（折ってあるかないかを問わない。）

(7) ペーパーウール（すなわち、からまり合った塊状の細幅のストリップで、包装に使用され

る。)

- (8) 菓子包装紙、果物包装紙その他の包装紙で、特定の大きさに切ったもの
- (9) ケーキ用のカード、ケーキ用の紙、ジャムポットカバー及び袋用の形をした紙
- (10) ジャカードその他これに類する機械に使用するせん孔した紙及び板紙(この類の注 11 参照)。
これらは、織機を運転するのに必要な穴があげられているもの(「パンチ」した紙及び板紙カード)である。
- (11) 紙製のレース及びししゅう並びに紙製の棚用縁飾り
- (12) 紙製のガスカート及びワッシャー
- (13) スタンプ台紙、写真用のコーナー及び台紙及びスーツケースの補強用コーナー
- (14) 紡績用の筒、糸、リボン等の巻取り用平板状カード及び卵の包装用に成型したシート
- (15) ソーセージケーシング
- (16) ドレスパターン、モデル及び型板(組み合わせであるかないかを問わない。)
- (17) 扇子及びうちわ(表装が紙製のものに限るものとし、骨の材料のいかんを問わない。)並びに分離して提示された表装部分。ただし、貴金属製の骨を有する扇子又はうちわは 71.13 項に属する。

この類の注 2 によって除かれる物品のほか、この項には、次の物品を含まない。

- (a) はえ取り紙(38.08)
- (b) 診断用又は理化学用の試薬を染み込ませたストリップ(38.22)
- (c) 繊維板(44.11)
- (d) 48.02 項の筆記用、印刷用その他のグラフィック用に供する種類の塗布してないストリップ状の紙
- (e) 48.10 項又は 48.11 項の塗布し、被覆し又は染み込ませたストリップ状の紙
- (f) 種々の宝くじ券(通常 49.11)
- (g) 紙製の日傘(66.11)
- (h) 人造の花、葉及び果実並びにこれらの部分品(67.02)
- (i) 絶縁用物品その他の電気製品(85 類)
- (k) 90 類の製品(例えば、整形外科用機器又は実物説明用の機器、科学機器の文字盤)
- (l) 時計用の文字盤(91.14)
- (m) カートリッジケース及びカートリッジワッド(93.06)
- (n) ランプのかさ(94.05)